

# 平成14年度実施事業 詳細評価シート

担当部課	水道部下水道管理課	直通電話	72-3175	事業コード	204020304	課内	13	作成日	平成15年8月5日
		担当者	大村喜彦	担当課長	銚井寿治	担当部長	後藤敏仁		

## 1 事業のアウトライン

1) 事業名	水洗化促進事務	開始年度	S61	終了年度	未定
		最近の事業内容見直し年度			
2) 総合開発計画での事業体系	施策コード 2040202 大項目 / 小項目 / 細項目 水道、下水道の整備 / 下水道の整備 / 施設の適正な管理				
3) 個別計画での位置付け					

## 2 事業の内容

1) 事業の目的 何のために	住宅のくみ取り式便所を水洗式の便所に改造する資金を貸し付けることにより、水洗化の促進を図る。
2) 目指す成果 何をどんな状態にする(何がどんな状態になる)ように	公共下水道の処理区域内の住民がくみ取り便所を水洗便所へ改造できるようにする。
3) 事業の方法 どんな手段を講じるのか	公共下水道の処理開始区域の住民に対して、水洗化義務付けの趣旨、水洗化による便益等のPRを行っており、その際に、石狩市水洗便所改造資金貸付条例により、個人である家屋の所有者等が、供用開始されてから3年以内に水洗化工事をする場合に無利子で48万円を限度の貸付制度がある旨を周知している。貸付条件等は、受益者負担金及び市税を完納していること 貸付金の償還は48月以内とする。道内に居住する連帯保証人を必要としている。なお、この制度における貸付金の交付及び償還金の徴収等の事務については、市内金融機関に委託し、市は金融機関に対し利子補給を行っている。
4) 14年度に改善した事項、重点的に取り組んだ事項	貸付金相当額の金融機関への預託金の廃止及び利子補給金率の見直しを行った。
5) 事業の背景・社会状況・他の類似事業など	下水道法の規定により、水洗便所改造資金貸付制度等を全国の市町村において実施している。下水道処理区域内における水洗化を促進し、都市環境衛生の向上を図ろうとするものであるとともに、処理区域内におけるくみ取り作業をできるだけ不要とすることにより、二重投資を避けようとする目的をも併せ持っている。本市においては、昭和61年度から実施している。
6) 事業の立案や実施などへの市民参加	なし
7) 評価中間公表への市民意見	なし

## 3 事業に投入した行政資源

項目	H12	H13	H14	H15 予算	H14事業費の主な内訳	金額(千円)	
1) 直接事業費(千円)	1,128	1,282	1,399	1,503	水洗便所改造資金貸付	1,399	
2) その他の間接経費(千円)							
3) 従事正職員の人件費(千円)	5,259	5,305	5,270				
総事業費(1~3の合計;千円)	6,387	6,587	6,669			H14 主な特定財源の内訳	金額(千円)
総事業費中の一般財源(千円)						下水道使用料	6,669
市民一人当たり一般財源使用額(円)							
事務に従事した正職員のべ人数	0.64人	0.64人	0.64人				

## 4 事業活動の結果

事業活動の結果を示す指標	H12	H13	H14	H15	各指標の説明・算定方法	
水洗便所改造資金貸付累積件数(件)	目標値	3,355	3,395	3,435	3,450	制度創設(昭和61年度)以来の件数
	実績値	3,346	3,415	3,436		
	達成率	99.7%	100.6%	100.0%		
水洗便所改造累積件数(件)	目標値	5,958	6,158	6,258	6,288	同上
	実績値	5,929	6,166	6,253		
	達成率	99.5%	100.1%	99.9%		
水洗便所改造資金借受利用者率(%)	目標値					(A) / (B) × 100
	実績値	56.4	55.4	55.0		
	達成率					

## 5 事業の成果

事業名：水洗化促進事務

事業の成果を示す指標		H12	H13	H14	H15	各指標の説明・算定方法	確認方法
水洗化率 (%)	目標値	50,715	51,072	51,525	51,858	目標値は、下水道処理区域内人口。 実績値は水洗化人口。 達成率 = 水洗化人口 ÷ 下水道処理区域内人口 × 100	下水道の実態調査 (国土交通省)
	実績値	48,322	49,296	49,977	目標レベル		
	達成率	95.3%	96.5%	97.0%			
	最終目標	年度に					
水洗便所貸付利用者の水洗化人口に占める割合 (%)	目標値	20.0	20.0	20.0	20.0	目標値は、貸付制度創設時以来の指標の平均値	
	実績値	21.5	21.4	21.3	目標レベル		
	達成率	106.5%	107.0%				
	最終目標	年度に					
	目標値						
	実績値				目標レベル		
	達成率						
	最終目標	年度に					

## 6 事業の観点別評価

1) 事業活動の状況	[課長評価]	極めて良好	概ね良好	一部問題あり	大きな問題あり
[評価ポイント] 活動結果や活動効率、事業改善等の効果はどうだったか	くみ取り便所を水洗化する世帯の半数の利用があり、制度の趣旨目的にかなっている。				
2) 有効性・必要性	[課長評価]	有効かつ必要	有効性に疑問あり	必要性に疑問あり	ともに疑問あり
[評価ポイント] その事業は事業目的の達成に効果があるか、また、市民(対象者)に必要とされているか	平成14年度において水洗化率が97%に達していることは、水洗化の促進のための施策として、下水道法第11条の3第5項の規定による本貸付制度は有効であり、また、下水道認可区域の拡大に伴う下水道供用開始区域内において、水洗便所改造資金貸付利用者の水洗化人口に占める割合が21%となっている貸付金利用の実態からも必要である。				
3) 市関与の妥当性	[課長評価]	極めて妥当	一定の妥当性あり	妥当性に疑問あり	妥当性が低い
[評価ポイント] その事業に市が関与する必要があるか、市がどこまで関与するのが適当か	下水道法第11条の3第1項に、下水道の供用開始区域内において3年以内にくみ取り便所を水洗便所への改造義務を規定している一方、同条第5項に、くみ取り便所を水洗便所に改造しようとする者に市町村は必要な資金の融通又はそのあつせんその他の援助に努めるものと定められているので、市が関与することは妥当である。				
4) 事業内容の妥当性	[課長評価]	極めて妥当	一定の妥当性あり	妥当性に疑問あり	妥当性が低い
[評価ポイント] 目指す成果を挙げるためには今の事業内容が適当か、受益と負担の関係に不公平はないか	下水道法に規定されている水洗化の義務付けがある一方で、水洗化への住民の負担をなるべく軽減するためにも、この制度は妥当である。また、この貸付制度を利用し水洗化の促進が図られることにより下水道経営が効率的に行われる要因となることから、当該経費と下水道使用料とのバランスを失っていない。				

## 7 平成14年度事業の総合評価

[評点の意味] A: 極めて良好 B: 良好 C: 可も不可もない D: 問題がある E: 大きな問題がある	[課長評価]	B	[最終評価]	B (前年度)
	本事業は、法の趣旨を的確に反映し、事業効果を発揮していると考え。		課長評価を了承する。	

## 8 今後の方向性・課題

担当課長評価	下水道事業認可区域の整備完了まで継続する必要がある。
最終評価	課長評価を了承する。

## 9 平成16年度の方向性

事業規模	事業内容		
	現状維持	一部見直し	大幅見直し
拡大方向			
現状維持	*		
縮小方向			
統合			
休・廃止			
上についでの説明			